|  |
| --- |
|  第１号様式　総 合 設 計 制 度 に よ る 公 開 空 地 標 示 板（記載例）この公開空地は、建築基準法に基づいて設けられたもので、歩行者等が日常自由に通行又は利用できます。　Ｎ（明　石　市） 　　　 　 年 月 現在地公開空地 管理者 氏 名赤色緑色 |

 第１号様式

(注意)　 １．大きさはたて30cm×よこ50cm以上とすること。（別途協議のこと）

 ２．公開空地の範囲が２以上の階にわたる場合は、そのすべての図面を表示すること。

 ３． マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の

円滑化に関する法律」とすること。

４． 長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及

の促進に関する法律」とすること。

|  |
| --- |
|  第１の　２号様式（緑化、公開空地に準ずる空地、特例を受けた施設等を設ける場合）総 合 設 計 制 度 に よ る 公 開 空 地 標 示 板Ｎ（記載例）この公開空地は、建築基準法に基づいて設けられたもので、歩行者等が日常自由に通行又は利用できます。また、（　施　設　名　）は、建築基準法に基づいて設けられたもので、他の用途に変更できません。　（明　石　市）年　　月　　日 緑色赤色公開空地 現在地屋上緑化（公開空地に準ずる空地等） 管理者 氏 名特例施設（　　　　　　） |

（注意） １．大きさはたて30cm×よこ50cm以上とすること。（別途協議のこと）

 ２．公開空地の範囲が２以上の階にわたる場合は、そのすべての図面を表示すること。

３． マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する

法律」とすること。

４． 長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第１の４号様式　（屋上緑化部分）

|  |
| --- |
| この屋上緑化部分は、建築基準法に基づいて設けられたもので、他の用途に変更できません。　　（明 石 市） 年 月　　日(記載例)現在地屋上緑化部分管理者氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

３．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第１の３号様式

|  |
| --- |
| 総合設計制度による住宅標示板この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、住宅の用途に供する部分は他の用途に変更できません。　（明　石　市） 年 月　　日(記載例)住　　宅９～12階９～12階断　面　図平　面　図住宅の用途に供する部分緑色管理者氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．各階平面図を表示すること。ただし、同一平面図の場合は、省略することができる。

３．建築物の用途が共同住宅のみの場合、平面図及び断面図を省略することができる。

４．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

５．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第１の５号様式（福祉・文化施設の整備に関する容積率の特例を受けた施設）

|  |
| --- |
| 総合設計制度による福祉・文化施設標示板この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、下図に示す文化施設の部分は他の用途に変更できません。　（明　石　市） 年 月　　日（福祉・文化施設の用に供する部分の平面図及び断面図）管理者氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

３．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。

第１の６号様式　（自動車車庫に関する容積率の特例を受けた駐車場）

|  |
| --- |
| Ｐ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青色総合設計制度による駐車場標示板この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、駐車場部分は他の用途に変更できません。　（明　石　市） 年 月　　日駐車場の内容収容台数　　　　　　　　　　　　　　　台駐車場部分の床面積　　　　　　　　㎡管理者氏 名 |

（注意）１．大きさはたて50cm×よこ30cm以上とすること。（別途協議のこと）

２．マンション建替型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」とすること。

３．長期優良住宅型総合設計制度にあっては、「建築基準法」とあるのを「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」とすること。